

地域包括ケアシステム

問合 福祉課
地域包括ケアシステムG
☎55-9471

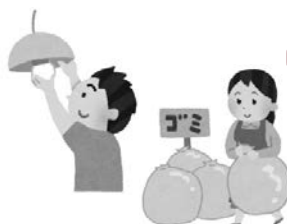
重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み『地域包括ケアシステム』。津島市地域包括ケアビジョンでは、その仕組みを構築するための取組の重点項目を6つ掲げました。その重点項目について、毎月1項目ずつ紹介します(ビジョンは、市ホームページまたは市の施設でご覧になれます)。

第5回 取組の重点項目④

孤立しない/させない 地域で取り組む『生活支援』

「自分らしく」が大切です

ただ地域で暮らすのではなく、**地域とのつながりや生きがいを持ちながら自分らしく暮らすこと**が大切です。そのために、地域全体で日常生活を支える『生活支援』が必要となります。



「ちょっとした困りごと」は地域で支え合う

少子高齢化がさらに進むと、介護の専門職が不足してきます。買い物、電球交換、掃除やゴミ出しなど、専門職でなくても支援できる「ちょっとした困りごと」は、町内会・民生委員・老人クラブ・ボランティアといった地域の支え手の協力により解決します。

日ごろから、関係づくりをしておきましょう

地域での見守りや支援を求めやすい環境が重要です。いざというときに地域での支援を得やすいよう、日ごろから、コミュニティ・町内会・老人クラブなど地域の活動に参加したり、隣近所との関係づくりをしておくことも大切です。



次の取組みを進めます。

地域での取組みの推進

地域包括ケアシステムは、3つの地域包括支援センターの担当区域ごとに構築していますが、見守りなどの生活支援は、より身近な小学校区や町内会などを単位に進めます。

情報の一元化と周知

店舗などの民間サービスを含めると、地域では様々な生活支援が実施されています。その情報を集約・一元化して分かりやすく提供したり、ニーズと支援をマッチングする仕組みを構築します。

介護予防・日常生活支援総合事業(※1)の充実

65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援します。

(※1) 介護予防・日常生活支援総合事業

体操教室やふれあいサロンなど 65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」と、介護保険の要介護認定で要支援と認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」があります。介護予防・生活支援サービスでは、養成講座を受けた家事サポーターが調理・掃除などの家事支援を行うなど、地域住民によるサービス提供が行われます。

情報の提供と保護

個人情報については、適切に保護するとともに、コミュニティ・町内会・民生委員・老人クラブなどの支え手に個人情報に関する法律や条例に基づき情報を提供できる仕組みを検討します。

※次回は、取組の重点項目⑤ 『認知症』:予防～初期集中支援～見守り 段階ごとの支援の充実 を紹介します。

11月は国民年金月間です

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国……国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担……私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制……物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証……生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料の控除の対象……確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金……けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- ・日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で直接金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- ・保険料は、月額16,340円(平成30年度)です。
- ・口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- ・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。

また、学生には学生納付特例制度があります。所得の審査対象者および内容は右表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,090				
半額免除	8,170				
4分の1免除	12,260				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。

※国民年金の保険料は、通常、2年間納付しないと「時効」として処理されますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。

ただし2年以上経過した期間は、法令で定められた加算額が付加されます。

※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるためには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きの際は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

予約受付専用電話の受付時間は平日(月～金曜日)午前8時30分から午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分の年末調整から合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用がなくなりました。また、配偶者特別控除についても控除額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ・ 給与収入が2,000万円を超える場合
- ・ 平成30年中に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・ 給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・ 2力以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161
市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

暮らしと税金 無料税務相談会

税金について心配なことがありましたら、お気軽にご参加ください。

日時 ①11月11日(日)
②11月17日(土)
いずれも午前10時～午後2時

場所 ①ヨシツヤ津島本店
②愛西市 親水公園総合体育館(ねんぐ祭り会場)

問合 東海税理士会津島支部事務局
☎23-0455(平日午前9時～午後3時)
🌐<http://www.ta-tsushima.gr.jp/>



税 のお知らせ



年末調整・青色申告決算等説明会 (および消費税軽減税率制度説明会)

開催日	時間	説明会
11月16日(金)	午前9時30分～ 11時30分	年末調整説明会
	午前11時30分～ 正午	消費税軽減税率 制度説明会
11月21日(水)	午後1時30分～ 3時30分	青色申告決算 等説明会
	午後3時30分～ 4時	消費税軽減税率 制度説明会

場所 文化会館小ホール

- ・ e-Taxまたは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用された方、地方税会場にて申告書を作成された方、税理士または青色申告会、商工会議所を通じて確定申告書を提出された方には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。
- ・ 確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口でお受け取りください。

問合 津島税務署 ☎26-2161

個人事業税第2期分の納期限は 11月30日(金)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。今年度から、第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合 西尾張県税事務所 ☎0586-45-3169

🌐<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

パート収入と税（夫婦・親子と税）



年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方に、パート収入があると、その収入金額によって、次のような注意が必要です。

- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
- ② 扶養控除を受けられるかどうか
- ③ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は下表のようになります。ただし、年末調整や確定申告をされる方の合計所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

問合 税務課市民税G ☎55-9263

パート収入と税金および各種控除（※控除を受ける方の所得が900万円以下の場合）

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
930,000円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
1,000,000円以下	かかる					
1,030,000円以下						
1,030,000円超1,500,000円以下		かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	
1,500,000円超1,550,000円以下					36万円 (33万円)	
1,550,000円超1,600,000円以下					31万円	
1,600,000円超1,667,999円以下					26万円	
1,667,999円超1,751,999円以下					21万円	
1,751,999円超1,831,999円以下					16万円	
1,831,999円超1,903,999円以下					11万円	
1,903,999円超1,971,999円以下					6万円	
1,971,999円超2,015,999円以下	3万円					
2,015,999円超						

※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。

※2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の（ ）内の金額は、市・県民税の控除額です。

※3 控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1,000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額	
	年齢	生年月日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳～15歳	平成15年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳～18歳	平成12年1月2日 以後 平成15年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳～69歳	昭和24年1月2日 以後 平成8年1月1日 以前		
特定扶養	19歳～22歳	平成8年1月2日 以後 平成12年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳～	昭和24年1月1日 以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

「ふれあいバス」のバス停の場所が変わります

工事のため、ふれあいバスのバス停を一時的に移設します。
期間中は、乗降場所が変わりますのでご注意ください。

移設するバス停

Dコース(神守南回りコース)
「大坪町」



バス停の移設先

名鉄バス津島営業所内
名鉄バス「大坪」のバス停
と同じ場所
(大坪町大割65番地内)

移設期間(予定)

11月5日(月)～平成31年3月30日(土)

問合 企画政策課行政経営G ☎55-9465

秋季全国火災予防運動 11月9日(金)～15日(木)

忘れてない? サイフにスマホに 火の確認

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ・このくらいなら良いと油断しない。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・出火延焼防止のために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を備える。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器は付いていますか?

一般住宅でも住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。住宅用火災警報器は家族や近所にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の作動により、火災を未然に防ぐことができた事例が多く報告されています。

まだ、設置されていないご家庭は大切な家族とご自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。



いざという時に作動しますか?

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化され、そろそろ電池が切れる時期となります。種類によって異なりますが、電池を交換するタイプでは、交換時期はおおむね10年です。「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうかが確認してみましょう。設置から10年経過したもの、または警報音が鳴らない場合は交換しましょう。

いざという時に正常に作動するように、日ごろからお手入れや点検を定期的に行いましょう。

設置器具

煙式の住宅用防災機器(警報器または、報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨しています。

日本消防検定協会 NSマーク



取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場にて販売されています。

悪質な訪問販売に注意!

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格、無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。

問合 消防本部予防課 ☎23-0419

11月11日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう家具の固定の状況、食料、水、医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時での家族間の連絡方法の確認などをしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。一人ひとりができることから始め、いざという時に備えましょう。

※指定避難所・避難場所・一時避難場所、非常持ち出し品チェックリストなど、市のホームページ(くらし→安心・安全→防災)もご覧ください。



問合 危機管理課
危機防災G
☎55-9594

シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

11月11日(日)～20日(火)

後部座席でもシートベルト、「カチッと!」ね

後部座席でシートベルトを着用しないと、交通事故に遭った場合、自分自身への大きな被害、車外放出、前席同乗者への加害などの危険性があります。後部座席でのシートベルトの着用は、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ります。

シートベルトは命綱!車に乗ったら、まず、全員がシートベルトをカチッと締めましょう。

抱っこでは守れない 子どもの命

時速40kmで衝突時、子どもの体重は実際の約30倍にも相当します。これでは、大人がどんなに力持ちでも「抱っこ」で支えることはできません。

子どもを事故から守るのは、大人の責任です

チャイルドシートは習慣づけることが大切です。また、チャイルドシートが正しく取り付けられているかどうかを確認してください。正しく取り付けしていないと効果が薄れて、重大な事故につながるケースもあります。

問合 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298

警察からのお知らせ ～広げよう支援の輪～

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です。犯罪被害者は、被害後に生じるさまざまな問題(身体不調、経済的困窮など)に苦しめられています。犯罪防止や犯罪被害者の方のために何ができるかを考えていきましょう。

被害相談

警察では各種相談窓口を開設し、犯罪被害者からのさまざまな相談に応じています(下表参照)。

相談窓口名/電話番号	受付時間	内容
ハートフルライン ☎052-954-8897	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪被害者のための 心の悩み相談
ハートフルステーション・あいち ☎0570-064-810	月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	性犯罪被害者のための 支援センター
性犯罪被害110番 ☎0120-67-7830 #8103(短縮ダイヤル)	終日	性犯罪被害相談 (#8103は一部機種は有料)
ふれあいコール ☎052-561-0184	終日	列車内の痴漢被害相談
被害少年相談電話 ☎0120-7867-70	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時	犯罪やいじめ等の 被害に関する相談
ストーカー110番 ☎052-961-0888	終日	ストーカー被害に 関する相談
(公社)サポートセンターあいち (民間団体) ☎052-232-7830	月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時	犯罪被害等に 関する相談

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって家族を亡くされたご遺族、重傷病を負ったり後遺障害が残った被害者の方に対して、何らかの公的救済や加害者側からの損害賠償を十分に受けることができない場合に、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給する制度です。

詳しくは、警察署または警察本部住民サービス課にお問い合わせください。

問合 津島警察署警務課 ☎24-0110

人権推進課からのお知らせ

ひとりで悩んでいませんか？



『女性に対する暴力をなくす運動』期間

11月12日(月)～25日(日)

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれます。

また、ストーカー行為等の規制等に関する法律が改正され、住居等付近をみだりにうろつくこと、拒まれたにもかかわらずSNS(ライン、ツイッター)などを連続して送信することも新たに規制対象となりました。

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか。内容はすべて秘密ですので安心してご相談ください。

相談窓口 人権推進課

予約不要、電話・面接どちらも無料
時間 午前8時30分～午後5時15分
(市役所閉庁日は除く)

問合 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-93664

全国「女性の権利ホットライン」強化週間

11月12日(月)～18日(日)

夫やパートナーからの暴力(ドメステイック・バイオレンス)、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談ができます。

相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽に相談してください。

相談専用電話

☎0570-070-810

相談日時 11月12日(月)～18日(日)

(平日)午前8時30分～午後7時

(土日)午前10時～午後5時
※なお、強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

相談担当者 法務局職員および人権擁護委員

問合 名古屋法務局人権擁護部

☎052-952-8111

内線1831

人権週間講演会

人権問題について認識を深めてもらうため、人権週間を前に人権週間講演会を開催します。また、津島のイメージキャラクターであるつし丸へ人権広報大使を委嘱します。

日時 11月22日(木) 午後1時30分～3時(午後1時開場予定)

場所 文化会館小ホール

講師 渡辺哲雄氏(日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員)

演題 「地域で老いるために」～高齢者の人権を考える～

入場料 無料

主催 市津島人権擁護委員協議会津島地区委員会

後援 市教育委員会市青少年問題協議会

問合 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-93664



人権を理解する作品展

昨年12月に「人権週間」行事の一環として、小中学生を対象に作品コンクールを実施しました。

応募作品の中から作品を選出し、展示を行います。

期間 11月20日(火)～12月14日(金)午前9時～午後6時(ただし、初日は午後1時から、最終日は正午まで)

場所 市立図書館1階力ウンター奥展示コーナー

展示物 書道、標語

問合 人権推進課人権同和男女参画G

☎55-93664

